

平成十九年三月三十日提出
質問第一五二号

尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第一二三号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「尖閣諸島への日本政府職員の上陸を禁止する法令はないが、国の機関を除き上陸等を認めないという魚釣島等の所有者の意向を踏まえ、」という答弁がなされたが、政府は「魚釣島等の所有者の意向」をいつどのような形で確認したか。

二 「前回答弁書」において、「魚釣島等の賃借の目的に照らして、」という答弁がなされたが、「魚釣島等」の「等」には他のどのような島が含まれるか。

三 二の賃借は、いつ、どのような経緯で開始されたか。賃借契約を担当する官庁名と賃借料を明らかにされたい。

四 政府は、中華人民共和国政府が尖閣諸島について領有権を主張していると認識しているか。右質問する。